# 松代公民館新聞

発行所 松代公民館
編集発行人 松代公民館長 [illegible]
毎月三回 10日 20日 30日


## 早期供出に奨励金
## 供米は早く完納いたしましょう
### 超過供出は三倍價格

## 各村の供米成績
食糧事務所松代出張所山岸技官談

早場米には價格以外に奨励金が交付されることは周知の通りであるが新米は天候に農家は頗る困難を来した、今日管内各村の成績を食糧事務所山岸技官に訊いてみると次のようである

| | | | |
|---|---|---|---|
| 取村 | 四千俵 | 山平村 | 六一六俵 |
| 浦田村 | 一一六俵 | 奴奈川村 | 一〇俵 |
| 松之山村 | 一一六俵 | 松代村 | 一〇七俵 |

（十月五日現在）

右の成績である　尚米質は頗る良好であるが、いかんせん乾燥は至って不良である　調製　俵装の点は最近めっきり上達したようであるが偶々極端な古俵を修理して使用する向きがある。これは改むべきことであると語った。

## 國民の祝日公表さる

今回国民の祝日が法律を以て公布されたが新しく生れた国民の祝日は新憲法の精神に則り民主的、平和的、文化的の国家にふさわしいものとして制定されたものであるから全国民が心より祝う日とすべきである。

### 國民の祝日に關する法律

第一條　略

第二條　国民の祝日を次のように定める

| | | |
|---|---|---|
| 元日 | 一月一日 | 年の始めを祝う。 |
| 成人の日 | 一月十五日 | おとなになったことを自覚し自ら生き抜こうとする青年を祝いはげます。 |
| 春分の日 | 春分の日 | 自然をたたえ生物をいつくしむ。 |
| 天皇誕生日 | 四月二十九日 | 天皇誕生日を祝う。 |
| 憲法記念日 | 五月三日 | 日本国憲法の施行を記念する |
| こどもの日 | 五月五日 | こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに母に感謝する。 |
| 秋分の日 | 秋分の日 | 祖先を敬い、亡くなった人々をしのぶ。 |
| 文化の日 | 十一月三日 | 自由と平和を愛し、文化をすすめる。 |
| 勤労感謝の日 | 十一月二十三日 | 勤労をたっとび、生産を祝い、国民たがいに感謝しあう。 |

第三條　国民の祝日は休日とする

尚村当局においては本件について各職員の通知に代へることとを要望している。

## 高等学校松代分校の發足について (3)
教官 柳 貞 輔

教育基本法第三條第一項に「すべて国民は法律の定めるところにより、その能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有する」とあるが、これは教育の機会の均等を謳ったものであって貧富に拘らず、職業の如何に拘らず皆ひとしく教育を受ける機会は均等であるというのである

さて小学校及新制中学校は義務教育であって問題とならないが新制高等学校はどうであろうか

従来の高等学校では富有な者或は都会に住居を構えている者のみが教育を受ける機会に恵まれていて、勤労青年、農村の青年等は通常の課程には就学出来なかったのである。これでは教育の機会は均等であるとは言われない　かかる勤労青年、農村の青年等の教育、男女の教育上の差別は撤廃しなくてはならない　かかる目的を果すべく新制高等学校で日曜や祭日を除いて毎日八時か九時頃から午后の三時乃至四時頃まで学校で勉強し之を三ヶ年もつゞける　これはある意味においては全く恵まれた人々と云わねばならぬ　義務教育終了后、職業につき或は農耕につき生活の資と勤労の資を稼ぎ作らねばならぬ人々に上級の教育を願うもの少くなかろう　教育の機会均等とは之等の人々にも能力のある限り他と同様な教育の機会を用意してやらなくてはならないのである　教育法第四十四條に「高等学校には通常の課程の外、夜間において授業を行う課程又は特別の時期及び時間において授業を行う課程をおくことができる」と規定し　このような人々の教育機関を高等学校に設けたのである

即ち昼間は銀行、役場、組合等につとめる者が毎日夕刻から夜にかけて一日四時間程度の授業を受けるのが夜間の課程と称せられ、特別の時期及時間において授業を行う課程が定時制課程と称するものであって週に何日か昼間又は夜間或は農繁期、長期の休業日農閑期には一日に八時間でも十時間でも授業を行うというような弾力性のある課程運営を行うものである、これが新制高校の大特色であってかかる方法により農村における勤労青年等にもひとしく教育の機会を均等にするものである

（以下次号）

## 縣教育委員の選擧
## 選擧終了す

本月五日縣教育委員会委員の選挙執行　翌六日開票されたがその結果は次の通りであると村選挙管理委員会は発表した。

| | |
|---|---|
| 有権者総数 | 四、〇六三人 |
| 投票者数 | 一、八八六人 |
| 棄権者数 | 二、三〇一人 |
| 有効投票 | 一、八五一票 |
| 無効 〃 | 三五票 |

尚候補者の得票は次の通りである

| | |
|---|---|
| 宮腰 隆 | 一、二六四票 |
| 児玉マツエ | 一五四〃 |
| 小林力三 | 一一二〃 |
| 今井政三郎 | 九九〃 |
| 滝沢深蔵 | 六八〃 |
| 加藤時史 | 二六〃 |
| 須田弟彦 | 二六〃 |
| 高月精次郎 | 二五〃 |
| 倉品兄之郎 | 二〇〃 |
| 草間道之輔 | 一九〃 |
| 江南 茂 | 一八〃 |
| 肖呉 清 | 一四〃 |
| 工藤清司 | 六〃 |

## 九月中の人口動態

本村戸籍課は九月中の人口動態は次の通りであると発表した

| | | | |
|---|---|---|---|
| 出生 | 二十二人 | 養子縁組 | 二件 |
| 婚姻 | 十一件 | 死亡 | 十〇人 |
| 転籍 | 一件 | | |

本年一月より九月末迄の累計

| | | | |
|---|---|---|---|
| 出生 | 二九六人 | 養子縁組 | 十二件 |
| 離縁 | 五件 | 婚姻 | 九九件 |
| 離婚 | 一〇件 | 死亡 | 一四三人 |
| 家督相続 | 一〇件 | 分籍 | 七件 |
| 転籍 | 一四件 | | |

## 松代中学校建前始まる

二十数人の大工さんと十数人の人夫をもって是が非でも降雪前に落成すると張切っている　十日町高等理請員の松代中学校本校は目下急ぐ八日より建前にとりかかった

上棟は十五日頃の予定で落成は十二月上旬とのことである。

### 投書欄

## 働く者の文化を勝ちとろう。
鈴木 健 吉

文化というと吾々は余りにもむずかしく考えすぎてはいないだろうか。文化は吾々の生活面において切っても切れない関係を持っていることを知らなくてはならない。吾々は終日山に働き、疲れきった体を土まみれの野良着にくるまって、その労を休めるともなく食うや食わずの生活に追われ牛馬の如く働き続けているのが現在の百姓ではなかろうか

終戦前まで吾々は殆んど非文化的な生活者に追い込まれていた。失業に続く物價騰貴の生活苦がドン底につき落されて蹶起しようとする革命的情熱を持つ青年に「酒は涙か」「九段の母」或はこれらの演劇映画を通じて軍国主義を鼓舞し戦争を始めた一部の者の為に彼らの叩く太鼓に躍らされ彼らの弾丸として青少年は特攻隊として爆弾を抱いて敵艦に突入し死んでいったのである。ここに文化の測り知れぬ宣伝教育の偉大な力があることを知らなくてはならぬ。働く者の真の文化とはかかることによって彼らにだまされた矛盾をはっきりと知ることができる

今や農村の隅々まで聴いてあるジャズの音楽は吾々に何を暗示しているだろうか。又この音楽に本心を失い祖国再建の使命を忘れ去る者はいないだろうか。真に働く者の階級に立脚して学ぶことによってのみ総べては解決できるのである　村の文化施設の萌芽として新しく公民館が設立された（設置）これこそ吾々が眠っている文化を覚醒させる道場である　公民館主催の行事に疲れた、そして眠い体を運び、それを聞き、それを見ることによって吾々の文化を哲学で政治的関心を昂め、社会的教養を得　延いては生活改善へと発展していくのである

# 50銭札の取替へ期日延期さる

靖国神社・樋に富士山の図入れ五拾銭紙幣は通用期限を八月末日までとして取替へ期限を九月末日までとして取扱っていたが四囲の情勢より政府は取替期日を更に一ヶ月延期十月末日までと変更する旨発表したので村当局は中央銀行松代支店に取替方を依頼したから未だ交換せず所持している者は右銀行で即刻取替へするようとのことである。

# 秋蚕

## 新潟県乾繭協同組合出資組合 松代連合会の秋繭取扱い状況

松農協組 石澤技師談

今年の秋蚕は高温多湿の天候が続いたので硬化病や濃蚕の発生が各地に見え一時はどうかと危ぶまれたのであったが幸に養蚕家各位の努力によって予想外の好成績を以て収繭することができました　今東部各村の実績を左に掲げて御参考にいたします

| 村名 | 収繭高 | 掃立瓦数 | 歩合% | 順位 |
|---|---|---|---|---|
| 松代 | 一七五〇.〇〇 | 三三四〇瓦 | 五二% | 3 |
| 松の山 | 九二八.〇〇 | 二〇五〇 | 四五% | 5 |
| 山・平 | 五〇七.〇〇 | 一五〇〇 | 三四% | 6 |
| 奴奈川 | 一〇六.〇〇 | 二〇〇 | 五三% | 2 |
| 浦田 | 九八.〇〇 | 二一〇 | 四七% | 4 |
| 大島 | 二〇.〇〇 | 一〇〇 | 二〇% | 7 |
| 旭 | 八六.〇〇 | 一六〇 | 五四% | 1 |
| 計 | 三四九五.〇〇 | 七五六〇 | 平均歩合 四六% | |

# 椎茸栽培の奨励について

農業協同組合指導宣伝部

一時好況に恵まれた農村、山村には早くも不況の嵐が吹いて参りました　農山村の困窮は間もなく立なおる見込があるでしょうか？　講話条約が結ばれ諸外国と自由に貿易ができるようになったら再び景気が向いてくるでしょうか？　否！　断じて斯様な楽観は許されません　世界各国の間に農産物の自由取引ができるようになれば、例へばアメリカ合衆国で小麦が大豊作の年だけ単にその事が伝へられるだけで日本の米の値段が著しく下落することが考へられます

農家の生活を保障する為めに色々な方法が考へられ又実行されておりますが、その一つとして皆さんに椎茸栽培をお奨めいたします

## 輸出品としての椎茸

椎茸は日本特有の産物であって昔からその独特の持味を賞味せられて参りましたが栄養価が極めて高く消化する力が着いたので中華民国では非常に珍重せられ国民食とまでいってよい程普及しております

又最近アメリカ合衆国では栄養食と味を認識せられ急激な需要増加を来しております。

中華民国では一年に一千万貫乃至二千万貫の要求があるのですが我国の現在の輸出能力がせいぜい百万貫位しかありません、アメリカ合衆国からも乾燥椎茸の大量注文がぽつぽつきておりますし生椎茸を壜詰なり缶詰なりに加工して米国の大衆の家庭向としての新分野が開拓される見込も充分ありますから産物の少い我国にとっては輸出見返り物資としての椎茸生産は特に重要性を認められるに至りました

皆さんが如何に増産しても生産品の売先に困るというようなことは絶対にありませんから安心して生産として戴きたいと思います

## 有利な河村式椎茸

河村式椎茸菌は純粋培養により複合体になった菌糸だけを摘出して培養繁殖せしめたものでありますから之を植付けて適当な管理をすれば（施せば）椎茸は必ずできます

楢木を一坪あたり二十本乃至二十五本置くことができますから一反歩にすれば六千本乃至七千本並べられるわけであります

仮に一本四百匁の木を六千本並べて毎年その五分の一、即ち千二百本づゝ補充してゆくとすればその収益は実に莫大であります、要約すれば第一に栄養価の高き椎茸の増産は国民栄養食の改善向上に寄与することが大である　第二に近き将来我国の特産物として隣邦中華民国始めアメリカその他の諸外国へ多数輸出せられて我国の経済再建に必要なる外資獲得に多大の寄与をする　第三に農家の副業として極めて適切であり、之に依り得る現金収入は農村新建設の資金となり将来予想せられる農業恐慌に対しても有効と考へられる

楢木伐採の時期も来ましたので今よりその計画を樹てられてその準備を進めて下さい

菌の植付け等の指導は協同組合指導部でいたしますから御遠慮なくお申出下さい

# 交通安全運動週間

東頸城地区警察署では上司の指示により自十月十一日至十月十七日、七日間「交通安全運動週間」が実施されるので、この徹底を期するため村役場を通じて左の大要を各字[illegible]に通知した。

内容は

左の事項を堅く守って下さい

1. 道路上の物件放置
2. 無許可の道路使用
3. 左側通行の励行
4. 路上遊戯の禁止
5. 幼児の独り歩き禁止
6. 道路の清掃

尚右の事項に違反した者は千円以下の罰金又は科料に処せられます　以上

特に収穫の農繁多忙期につき交通事故のないよう注意下さい。

# 九月十七日追悼会に長命寺で執行された大布薩に就て

長命寺 氷山性寛

布薩とは梵語「ポーシャドハ」の漢音訳で「布灑陀婆」又は「布薩陀婆」と書き義を長養又は善宿と訳し布薩を行う　其精神は毎月十五日と三十日即ち十五日毎に正しく自分自身を反省することであって十五日間に戒を犯したるものは懺悔し、身・口・意・(人が罪を造る所を犯すはこの三つによる　この三つが時々に罪を造るが故にこれを佛家では身、口、意の三業という)を浄め戒の如くに住し功徳を増長する法式であって我国にても聖武天皇天平元年東大寺の良弁僧正霊夢に感じて道璿法師を請してこの法を修せしが最初とされております　爾来天平勝宝年間には諸寺に勅してこの法を修せしめたとあり法要としてはその地位においても大法要であります

普通は十五日と晦日に略布薩を修してこれに代へて居ります

法要内容は略しますが参列せる僧侶共に香湯(香湯へ特種の香を入れたる湯)浄水をもって其手を浄め浄水によって手を洗ひ更に灑水(竹の枝)を頂くのであります

これは身、口、意共に清浄にして定に於て戒法を拝聴するに堪えたりという記してあります尤も当時のことに関しては昔印度に於ては人数を数うる時に用いたとあります　即ち説法する時、来者幾人と数へるとき舎羅という草を一同に配布し直ちにこれを回収して人数を検めたとあります

この度、特に戦死者の追悼会にこの法要を選びましたことは戦敗后の国内改革に当り国民各々しく戒に住し身・口・意の三業を清浄ならしめ和に住し即ち和することによってこの大改革に当り文化日本再建の礎石となし更に幾多の辛苦を重ね遂に国家のあたら尊き一命をぞうりを捨つるが如く何の局執もなくに一命を捧げられし尊き勇士に対へ人とするため特に[illegible]のみを記して筆を[illegible]

梵網経序に曰く

小罪を軽じて殃なしとする勿れ、水滴微なりと雖も漸く大器を盈たす。刹那に罪を造れば殃無間に堕す、一たび人身を失すれば万劫にも復らず、壮色の停まらざること猶奔馬の如し、人の命の無常なること山水よりも過ぎたり、今日は存すと雖も明日も保ち難し　衆等各々一心に勤めて精進し懈怠懶惰睡眠縦意することなかれ　夜は即ち心を摂して三宝を存念せよ　空しく過して徒らに疲労を設けて後世に深く悔ゆることなかれ　衆等心して謹んでこの戒に依って如法に修行し当に学すべし。